

道路非課税申告について

土地の一部または全部が「公共の用に供する道路」として使用（私道負担）されている場合は、地方税法第348条第2項第5号及び第702条の2第2項の規定により、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。非課税の認定には申告が必要となります。

○道路非課税の申告ができる方

- 所有者（住民基本台帳上、同一世帯の親族を含む）
- 所有者の代理人

○申告に必要な書類等

- 土地非課税申告書（課税課固定資産税窓口に備付け、または門真市のホームページでダウンロード可）
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 委任状（代理人による申告の場合）
- 申告人または代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行した写真付き職員証など）
- 道路部分分かる図面

○申告の方法

課税課の固定資産税担当窓口または郵送で受け付けています。
（郵送による申告の場合は、本人確認書類の写しも同封してください。）

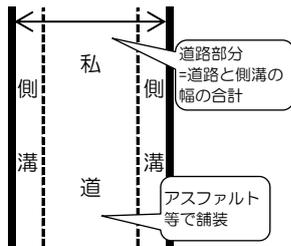
○申告に関するお問い合わせ先
〒571-8585
門真市中町1番1号
門真市総務部課税課
資産税グループ（別館2階）
06-6902-5918（直通）

○非課税の認定

申告に基づき、課税課で道路部分の利用状況を確認の上、非課税の適否を判断します。

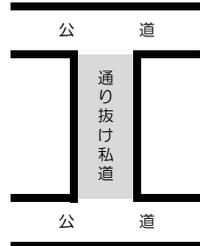
<公共の用に供する道路の認定基準・認定される場合のイメージ図>

- ①道路形態を有していること
（例）アスファルト等で舗装され、側溝等で敷地と明確な区別がされている。

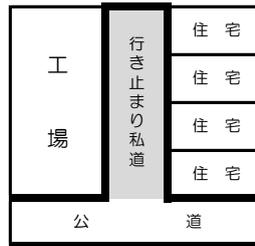


- ②広く不特定多数の人に利用されていること
通り抜け私道や、複数の土地及び家屋の用に供されて専ら通行のため使用されている行き止まり私道が対象です。
※特定の利用にのみ供する専用通路は対象となりません。

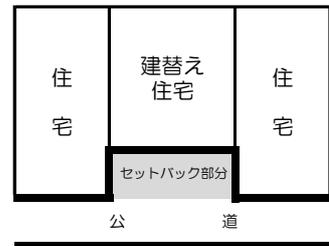
通り抜け私道の場合



複数の土地及び家屋の用に供されている行き止まり私道の場合



住宅建替え等によるセットバックの場合



- ③通行について利用上の制約を設けていないこと
次の(ア)～(オ)に該当しないことをいいます。
(ア) 他人に有料で貸し付けたり、使用料等の徴収を行っている。
(イ) 時間的に通行を禁止したり、通行の制限を行っている。
(ウ) 通行を禁止する表示物（看板等）を設置している。
(エ) 門扉や柵等の通行の妨げとなる障害物がある。
(オ) 物資集積場、車輛置場、荷さばき場、物品販売場、植木鉢置場等として使用している。
※側溝上に設置されている植木鉢や、駐輪されている自転車等も利用上の制約に含まれます。



<認定されない場合のイメージ図>

